

愛媛県の国民保護

— テロや武力攻撃などから身を守るために —

はじめに

- ◆新聞やニュースなどで、他国におけるテロや武力による攻撃についての報道が連日伝えられていますが、このような事態は、今や世界のどこで発生してもおかしくなく、我が国や本県においても例外であるとは言いきれません。
- ◆このような事態が万が一発生した場合、皆さんの生命、身体及び財産を守り、生活や経済に与える影響を最小にするため、国、県、市町及び関係機関で行う措置のことを国民の保護のための措置（国民保護措置）といいます。
- ◆このリーフレットは、いざという時に的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう、県が平成18年3月に作成した愛媛県国民保護計画について、皆さんに理解していただくために作成したものです。

愛 媛 県

用語の説明

国民保護措置（国民の保護のための措置）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国の機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

N B C 攻撃

核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃

ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

指定地方公共機関

県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの

生活関連等施設

国民保護法第102条第1項に規定する施設（発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等）

安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報

自主防災組織

住民の共助の精神に基づく自発的な防災組織

安定ヨウ素剤

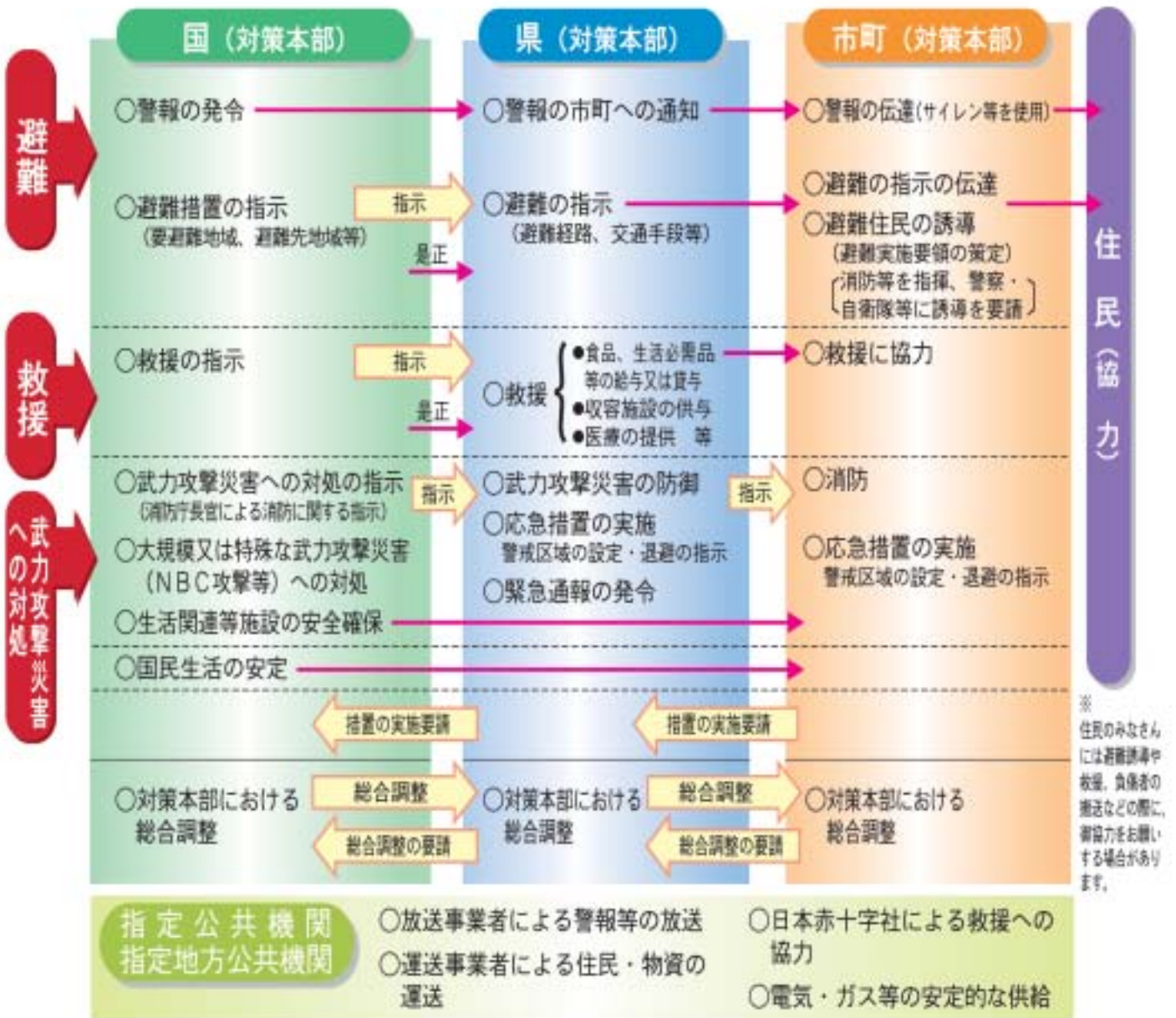
原子力施設の事故に備えて服用のために放射能をもたないヨウ素を製剤したもの

1 国民保護とは

平成16年6月14日に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)が成立しました。

この法律は、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体、財産を守り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするために、国全体として万全の体制を整備し、武力攻撃事態等における、「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」等国民の保護のための措置(国民保護措置)を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

国民保護措置は、次のとおり、避難、救援、武力攻撃災害への対処の3つの柱で構成されます。



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

2 県国民保護計画の概要

第1編 総論

国民保護措置に係る県の責務や基本方針、県計画が対象とする事態等を定めています。

県の責務

武力攻撃事態等において、国民保護法、県計画等に基づき、県民の協力を得つつ、国を始めとする関係機関と連携協力し、国民保護措置を行います。

国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき9事項を基本方針としています。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- ⑦ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ⑨ 県地域防災計画等の活用

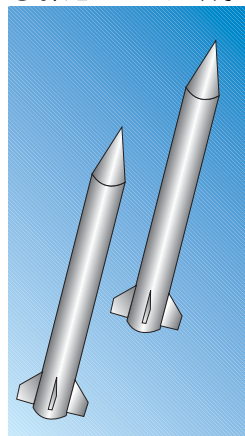
県計画が対象とする事態

武力攻撃事態

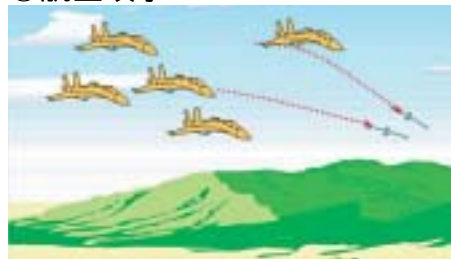
①ゲリラや特殊部隊による攻撃



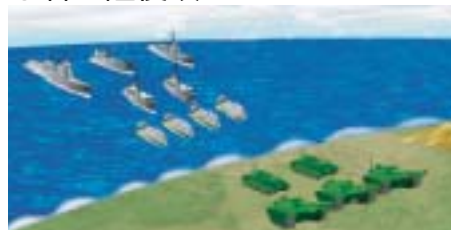
②弾道ミサイル攻撃



③航空攻撃



④着上陸侵攻



緊急処理事態

①攻撃対象施設等による分類

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
例：原子力発電所等の破壊、石油コンビナート等の爆破など
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
例：大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破など

②攻撃手段による分類

- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
例：ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、化学剤・生物剤の大量散布など
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
例：航空機等による自爆テロなど

第2編 平素からの備えや予防

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための県及び関係機関の組織・体制の整備のほか、武力攻撃があった場合に救援等を実施するため必要な物資や資材の備蓄、更には、国民保護に関する啓発などについて定めています。

組織・体制の整備等

- ・事態の推移に応じて適切な措置を講じるための体制や職員の参集基準等を定めます。
- ・関係機関との連携体制の整備、通信の確保、医療救護体制の整備、情報収集・提供等の体制整備、研修及び訓練の実施に努めます。
- ・市町と協力し自主防災組織の活性化を推進するとともに、女性の参加促進にも努めます。

避難及び救援に関する平素からの備え

- ・避難施設、備蓄物資の把握、道路・海路・空路網や医療機関等のリスト等の整備を行います。
- ・住民の避難や避難所の運営管理等について、男女双方の視点に配慮することとします。

災害時要援護者支援に関する平素からの備え

- ・高齢者など災害時要援護者の安全を確保するため、緊急連絡体制や避難誘導等の体制の整備を図ります。

生活関連等施設の把握等

- ・県内に所在するダムや発電所等の生活関連等施設を把握し、施設の管理者に対し、安全確保について周知します。

物資及び資材の備蓄、整備

- ・住民の避難等に必要な物資や資材（食料、飲料水、毛布等）は、原則として、防災用と相互に兼ねることとし、特に必要な物資及び資材を、国と連携して整備に努めます。

国民保護に関する啓発

- ・国や市町と連携して、広報紙等を活用し、継続的に県民への啓発を行います。



避難訓練の実施

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等における初動措置、県対策本部の設置、国からの警報や避難及び救援の指示を受けたときの住民への具体的な伝達方法、生活関連等施設の安全確保、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処、緊急の場合の応急措置などについて定めています。

県の国民保護実施体制

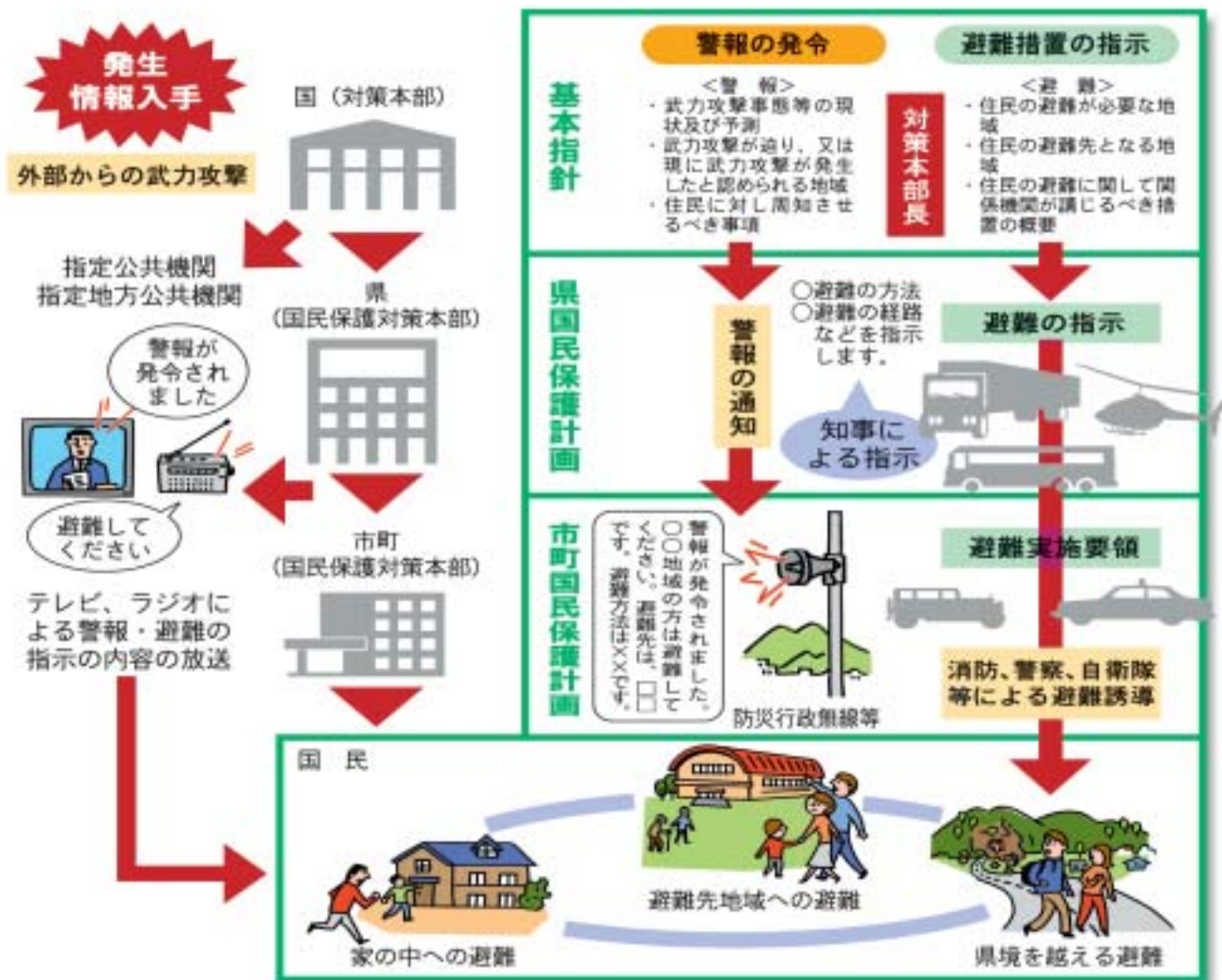
事態の発生の可能性のある段階から、速やかに組織を編成するとともに、事態の推移に応じ体制を強化し、関係機関と連携を図り、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

- 1 県民からの通報や市町からの情報などにより武力攻撃事態等の可能性のある事案を把握した場合に、関係課職員の参集による警戒体制
- 2 本県において事案は発生していないものの、国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合やその他必要な場合に、初動措置を的確かつ迅速に実施する体制
- 3 内閣総理大臣から、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合に、直ちに国民保護対策本部及び各地方局に支部を設置し、国民保護措置を総合的に推進する体制

担当課体制

緊急事態連絡室

国民保護対策本部



警報及び避難の指示等

警報

- ・国の対策本部から警報が通知された場合、直ちに、その内容を市町等に通知します。
- ・また、武力攻撃災害による住民の生命等に対する危険を防止するため、国からの警報の通知がされない場合でも、緊急に必要な場合は、速やかに緊急通報を発令します。

避難

- ・国の対策本部から避難措置の指示を受けた場合、直ちに、その内容を市町等に通知するとともに、住民に避難の指示を行います。
- ・特に、離島、半島地域などについては、船舶による避難など、本県の地域特性を踏まえた避難方法をとることとしています。

救援

- ・国の対策本部から指示を受けたとき、また、緊急を要する場合は、県自らの判断で、市町との役割分担のもと、救援の措置を行います。

救援の内容

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与 など



安否情報の収集・提供

- ・避難所のほか、医療機関や県警察等から安否情報の収集を行います。
- ・安否情報の提供に当たっては、個人の情報の保護に十分留意しながら行います。

安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う。



武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と県、市町が一体となって対処します。

生活関連等施設（ダム、発電所等）の安全確保等

- ・施設管理者に安全確保措置を要請
- ・県公安委員会等に立入制限区域の指定を要請

NBC攻撃による災害への対処等

- ・緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定
- ・県警察による原因物質の特定及び被災者救助等の活動

応急措置等

- ・緊急の必要があると認めるときは、場合により、他人の土地や建物その他工作物の一時使用や収用を実施
- ・消防機関が円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう緊密に連携



その他の措置

武力攻撃事態等においては、以上の措置のほかに次のような措置を行います。

- ・被災情報の収集及び報告
- ・保健衛生の確保やその他の措置
- ・国民生活の安定に関する措置（物価の安定や生活関連物資等の適切な供給等）
- ・交通規制
- ・赤十字標章等及び特殊標章の交付及び管理

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

伊方発電所は、四国地域で唯一の原子力発電所であり、四国地域で消費されている電力の約40%を供給しています。

同発電所を標的とした武力攻撃が行われた場合には、重大な影響が懸念されるため、同発電所への武力攻撃原子力災害に対して特別に注意を払う必要があることから、県原子力防災計画に準じた迅速で的確な国民保護措置を実施するために必要な事項について定めています。

平素からの備えや予防

- ・武力攻撃原子力災害の発生防止のため、特に必要があると認める場合には、伊方発電所に対し、資機材の整備、巡回の実施など安全確保について必要な措置を定めるよう要請します。
- ・周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境モニタリング資機材等を整備・維持管理します。
- ・武力攻撃原子力災害における緊急被ばく医療体制の強化を図ります。
 - （ ・国や関係市町、原子力事業者、近隣県を含む医療機関等との連携体制の整備 ）
 - （ ・安定ヨウ素剤等の備蓄 ）
- ・住民への原子力災害に関する知識の普及・啓発に努めます。

武力攻撃原子力災害の発生時等の通報及び実施体制の確立

- ・伊方発電所から武力攻撃原子力災害の兆候等に関する報告を受けた場合、直ちに、国、県警察、関係市町等に連絡するとともに、放射性物質等の放出等の通報を受けた場合は、併せてその他の市町及び指定地方公共機関にも連絡します。
- ・国の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するとともに、県現地対策本部を設置し、国や関係市町等とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織します。
- ・放射性物質等の放出等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、国を通じて原子炉の運転停止を要請するほか、緊急に必要な場合は、原子力事業者に対し、原子炉の運転停止の措置を講ずるよう要請します。

武力攻撃原子力災害への対処等

- ・国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合、次のような応急措置を実施します。
 - ・情報の伝達及び住民の避難に関する措置
 - ・放射線量の測定
 - ・被災者の救難・救助その他保護に関する措置
 - ・食糧、医薬品等の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の措置 など
- ・緊急を要する場合、緊急通報の発令や退避の指示等の応急措置を講じます。また、船舶による海上避難も含めた適切な避難措置を行います。
- ・関係する市町及び機関等と連携し、被ばく患者等に対し、検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施します。



被災者への救援物資の配布



負傷者への応急手当

第5編 復 旧 等

- ・武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。
- ・国民保護措置の実施に伴い生じた損失等については、国民保護法の規定に基づき、損失補償、実費弁償、損害補償を行います。

第6編 緊急対処事態への対処

- ・緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、その対処は、武力攻撃事態等への対処に準じます。

3 皆さんに御協力をお願いしたいこと

(1) 国民保護法において、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」とされております。皆さんに次のような御協力をお願いする場合があります。



県民の皆さんの御協力は、任意であり強制をするものではありません。
県民の皆さんに御協力を要請する場合は、安全の確保に十分配慮します。
住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(2) 武力攻撃災害の兆候に関する情報の通報について

国民保護法において、「武力攻撃災害の兆候を発見した者は、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない」とされており、皆さん一人ひとりの情報が重要です。動物等の大量死や不発弾、海岸沿いにおける不審な船等を見かけたら、最寄りの市役所、町役場、消防署、警察署、海上保安部署に連絡してください。



電話

消防：119番

警察：110番

海の緊急連絡（海上保安庁）：118番

4 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が県やその他の行政機関により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難する場合などにおいても大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

標準的な対応用品

非常持ち出し品

- 携帯用飲料水
- 食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
- パスポートや運転免許証
- 緊急用品
- ヘルメット、防災ずきん
- 軍手(厚手の手袋)
- 懐中電灯
- 衣類(セーター、ジャンパー類)
- 下着
- 毛布
- 携帯ラジオ・予備電池
- マッチ、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ
- 筆記用具(ノート、えんぴつ)



小さな子どもがいる家庭は

- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳びん



緊急用品として、外備に対応できる各種用品、常備薬などを備えておく。

さらに、新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので、備えておくとういでしょう。

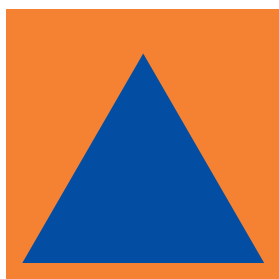
数日間を自足できるようにするための備蓄品(3日分が目安)

普段使っている物と同じ物を用意しておくとう便利です。

- 飲料水 9リットル(3リットル×3日分)
- ご飯(アルファ米*) 4~5食分
- ビスケット 1~2箱
- 板チョコ 2~3枚
- 缶詰 2~3缶
- 下着 2~3組
- 衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど



*アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。



国民保護関係者であることを示す特殊標章

愛媛県民環境部管理局
 消防防災安全課 危機管理室
 〒790 8570
 松山市一番町4 4 2
 TEL : 089 912 2335
 FAX : 089 941 0119
 E-mail : kikikanri@pref.ehime.jp